

V章
施策推進に向けた
重点的な取り組み

1. 施策推進のポイント

人口減少と少子高齢化状況における地域社会の構造的な変化に対し、持続的な発展に向けた地域行政の取り組みが進められています。

住宅施策は、これら取り組みと連動した中で、住まい手や住民、住宅関連事業者等との、協働や連携による取り組みとして推進します。

(1) 住まい手や町民の意識啓発

住まい手は、自らが高い意識を持って住宅の品質や性能に関する知識を高め、住宅性能の表示や認証制度の利用を図るなど、積極的に住宅の質を向上する努力や維持の取り組むことが期待されます。

また、子育て世帯や高齢者などの生活支援や相互扶助を進めるために、地域住民のネットワークやコミュニティ形成に積極的に関わることが期待されます。

住宅施策の推進にあたっては、住まい手や町民の意識啓発を進め、住まい・まちづくりを地域課題として推進します。

(2) 民間との連携

住宅建設に関わる事業者においては、住宅の耐震性の確保など人命に関わる責任を負っていることを再認識し、誰もが安心して居住できる良質な住宅を提供することが期待されます。また、行政のみならず、不動産や金融などの専門家との連携が期待されます。

福祉サービス等を提供する事業者においては、地域の住宅施策についての理解と、施策展開における協力が期待されます。

住宅施策の推進にあたっては、町民や民間事業者等との連携による、魅力ある住まい・まちづくりを推進します。

2. 重点的な取り組み

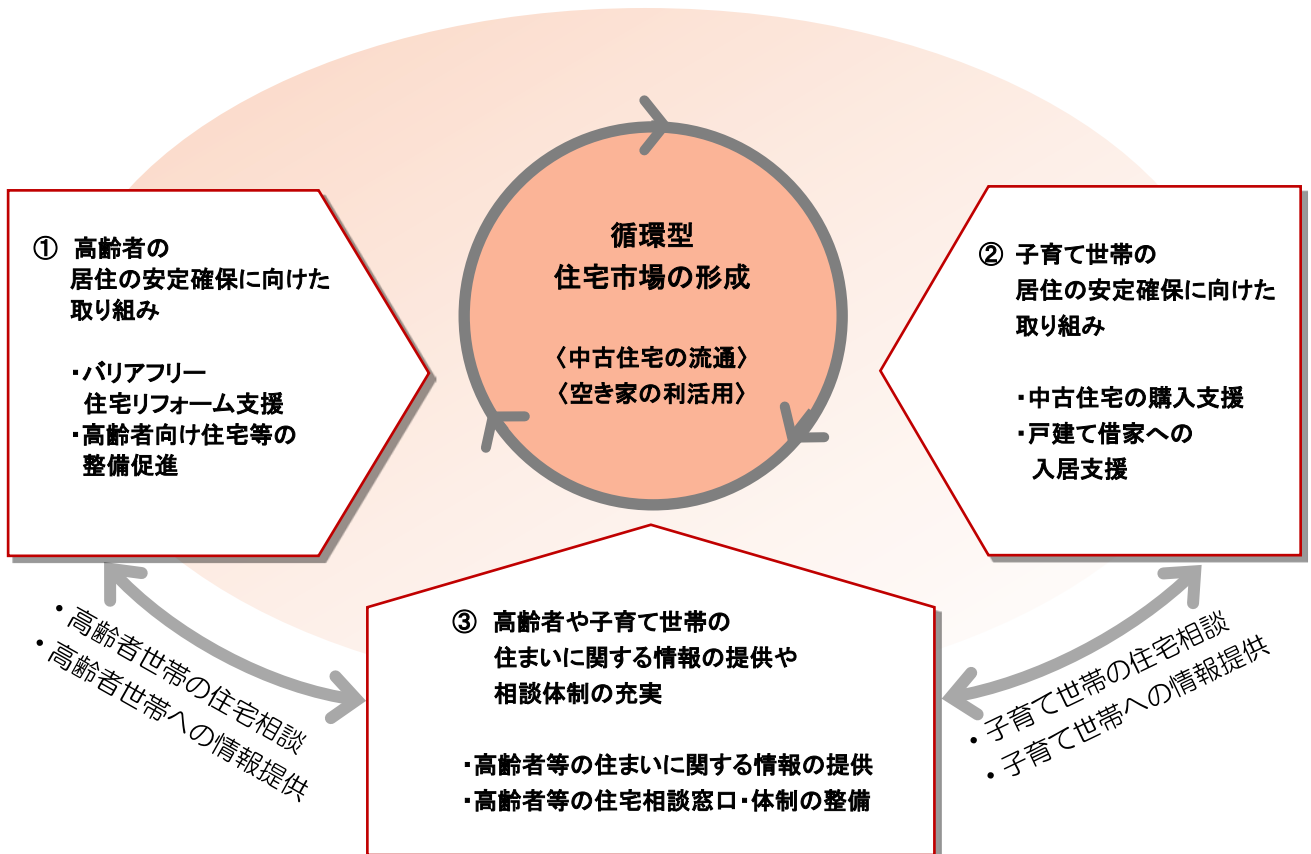
住宅施策の目標と展開方向を踏まえ、重点的に取り組む施策として次の3つのプロジェクトを設定します。

(1) 安全・安心プロジェクト

少子高齢化の状況の中で、高齢者や子育て世帯が安心して暮らすことの出来る住まいの確保が課題となっています。地域包括ケアシステムと連動した高齢者や子育て世帯への支援とともに、住宅に困窮する世帯のニーズに応じた住宅供給を促進する一方、中古住宅や空き家等の利用促進により子育て世帯等に必要な住宅を確保する等、循環型の住宅市場の形成を促進します。

主な展開	具体的な取り組み
① 高齢者の居住の安定確保に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー住宅リフォーム支援 ・高齢者向け住宅等の整備促進
② 子育て世帯の居住の安定確保に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅の購入支援 ・戸建て借家への入居支援
③ 高齢者や子育て世帯の住まいに関する情報の提供や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の住まいに関する情報の提供 ・高齢者等の住宅相談窓口・体制の整備

安全・安心プロジェクト



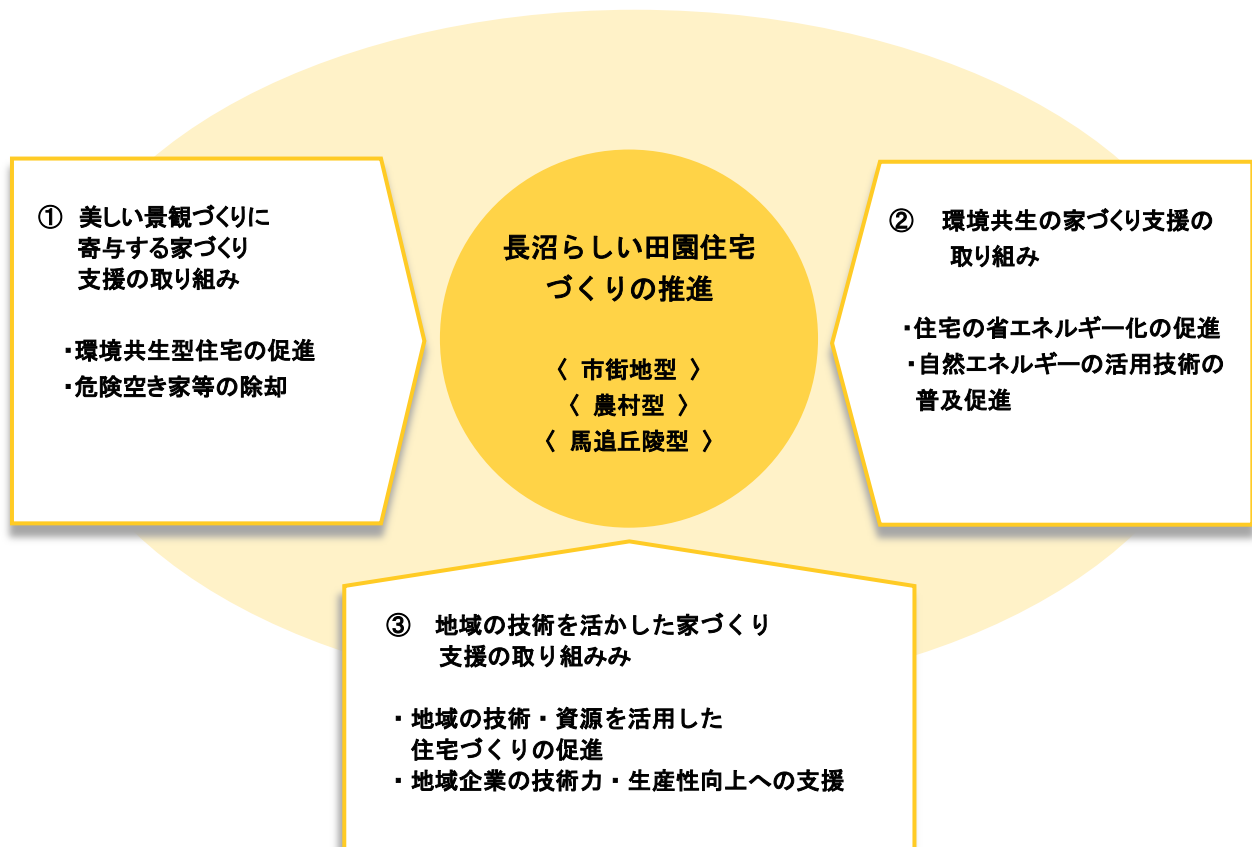
(2) 田園住宅整備促進プロジェクト

本町における暮らしの魅力は、ゆとりある住環境における生活にあります。

市街地、農村地域、馬追丘陵地域各々の環境と調和した田園住宅を住まいイメージとして、美しい景観づくりに寄与する家づくりや環境共生の家づくり、地域の技術を活かした家づくりを、重点的な取り組みとして推進します。

主な展開	具体的な取り組み
① 美しい景観づくりに寄与する家づくり支援の取り組み	・環境共生型住宅の促進 ・危険空き家等の除却
② 環境共生の家づくり支援の取り組み	・住宅の省エネルギー化の促進 ・自然エネルギーの活用技術の普及促進
③ 地域の技術を生かした家づくり支援の取り組み	・地域の技術・資源を活用した住宅づくりの促進 ・地域企業の技術力・生産性向上への支援

田園住宅整備促進プロジェクト

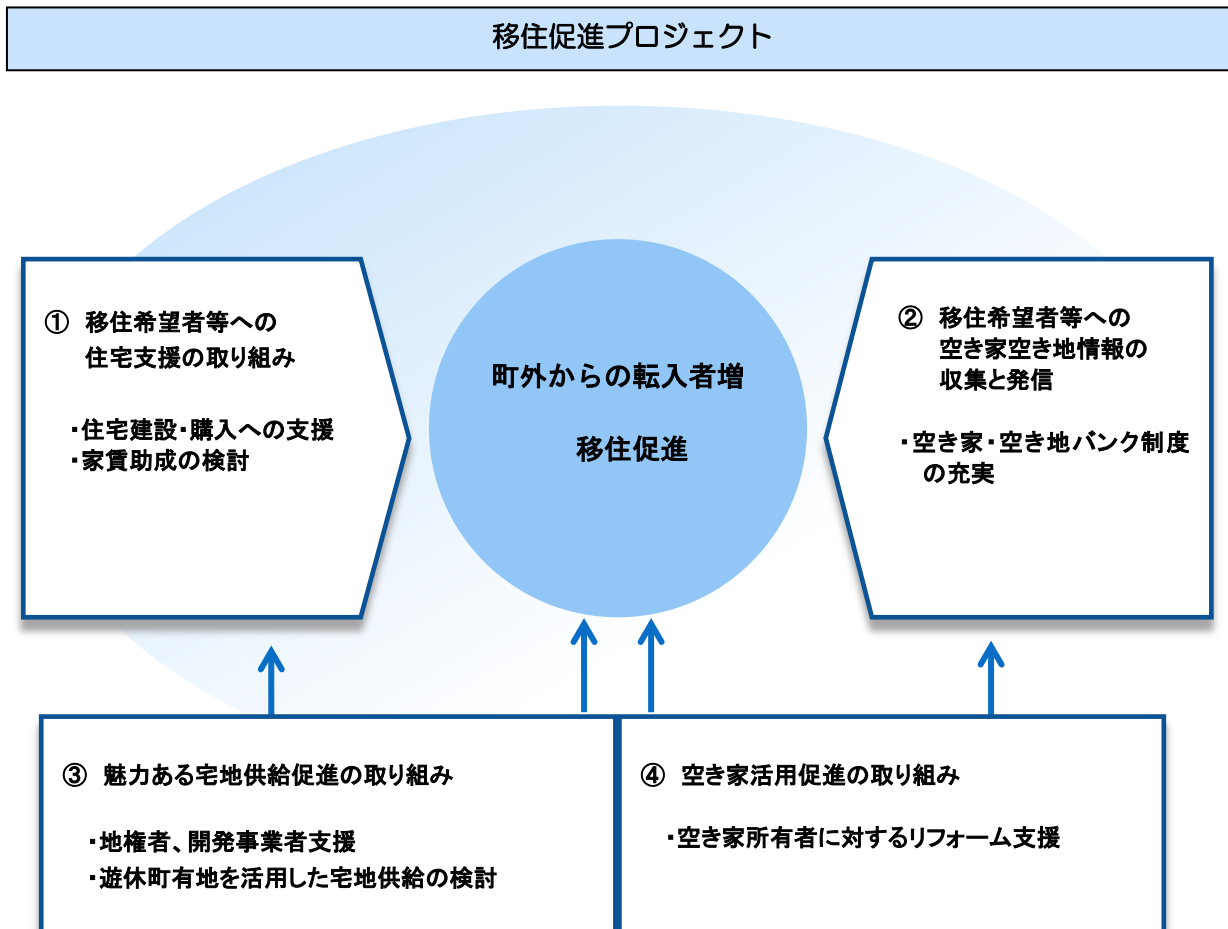


(3) 移住促進プロジェクト

移住促進などによる町外からの転入者を増加させる新しい流れをつくる取り組みは、長沼町総合戦略における重要な取り組みとなっています。

移住定住施策と連動した移住希望者等への支援とともに、空き地空き家の流動化促進の取り組みによる移住希望者に対する宅地や住宅の受け皿づくりと情報提供を、重点的な取り組みとして推進します。

主な展開	具体的な取り組み
① 移住希望者等への住宅支援の取り組み	・住宅建設・購入への支援 ・家賃助成の検討
② 移住希望者等への空き家空き地情報の収集と発信	・空き家・空き地バンク制度の充実
③ 魅力ある宅地供給促進の取り組み	・地権者、開発事業者支援 ・遊休町有地を活用した宅地供給の検討
④ 空き家活用促進の取り組み	・空き家所有者に対するリフォーム支援



3. 施策の推進に向けて

長沼町にふさわしい住まいまちづくりを実現するため、本計画の普及、啓発活動を展開するとともに、住宅施策の推進にあたっては、町民の参加と協力や北海道、近隣市町村、住宅建築関係団体・組織、住宅関連事業者等との連携を強化しながら進めます。

① 住生活基本計画の普及・啓発活動の展開

住生活基本計画は住宅行政の基本計画であるとともに、町民や民間事業者等と一体となった取り組みとなってはじめて実現できるものです。

- ・行政内部においては、庁内各課で検討されている施策間の調整を経て、本計画の庁内における位置づけを行います。
- ・町民には本計画のPRや広報を行うことで、町民の関心を高め、町民と行政が一体となって積極的に住まい・まちづくりを推進する気運の盛り上げに努めます。

② 住まい・まちづくり行政の執行体制の強化

住まい・まちづくりに対する町民のニーズはより多様化・高度化しており、施策の推進にあたっては、建設、福祉、保健医療、まちづくり、産業など関連する部局間、及び北海道などとの連携を一層強化しながら推進します。

- ・情報提供に関しては、北海道の住宅・建築・まちづくり行政を補完する（財）北海道建築指導センターとの連携により、町民ニーズに対応した住情報の提供や技術指導、まちづくり支援などを積極的に行い、行政施策を効率的に展開します。

③ 町民、民間団体、事業者の参加と協働

住まい・まちづくり施策の推進には、町民の理解と協力が不可欠であり、各地区において住民の参加と協力を求め、また協働の作業を通じた施策展開を推進します。

- ・施策の円滑な展開を図るため、住宅やまちづくりに関する情報の提供を積極的に行います。
- ・住宅の建設・リフォームに関しては、関係団体や建設事業者などの果たす役割が大きく、情報交換の活発化を図るとともに、連携や協力体制の充実を図ります。